

Zenken通信 (vol. 29)

▽ 今回のお届け情報

Title: 栃木県「最低制限価格 5%引き上げ」

Outline

添付資料P1～5

- 栃木県は当分の間、最低制限価格等を現行より約5%引き上げることとした。
これにより、最低制限価格等は予定価格の87%程度に設定される。
- 当初は、今年4月に国土交通省が改正した調査基準価格の算定式に準じる予定だったが、地域の建設業の経営環境の厳しさを鑑み、緊急経済対策として当分の間、さらに上乗せして運用することとした。

[上乗せ後の運用基準]

- 1. 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
- 2. 算定式
 - ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow \frac{\times 1.0}{}$
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow \frac{\times 1.0}{}$
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \frac{\times 0.70}{}$
 - ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow \text{変更なし}$

《栃木県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

2009.04.30
監理課・技術管理課

最低制限価格等の見直しについて

工事の品質を確保し、適正価格での契約を推進するため、国の見直しを踏まえ、県においても建設工事における最低制限価格等を見直すこととした。

さらに、県内経済を巡る状況は一段と厳しさを増しており、緊急経済対策として、当分の間、下記のとおり運用することとする。

記

1 内容

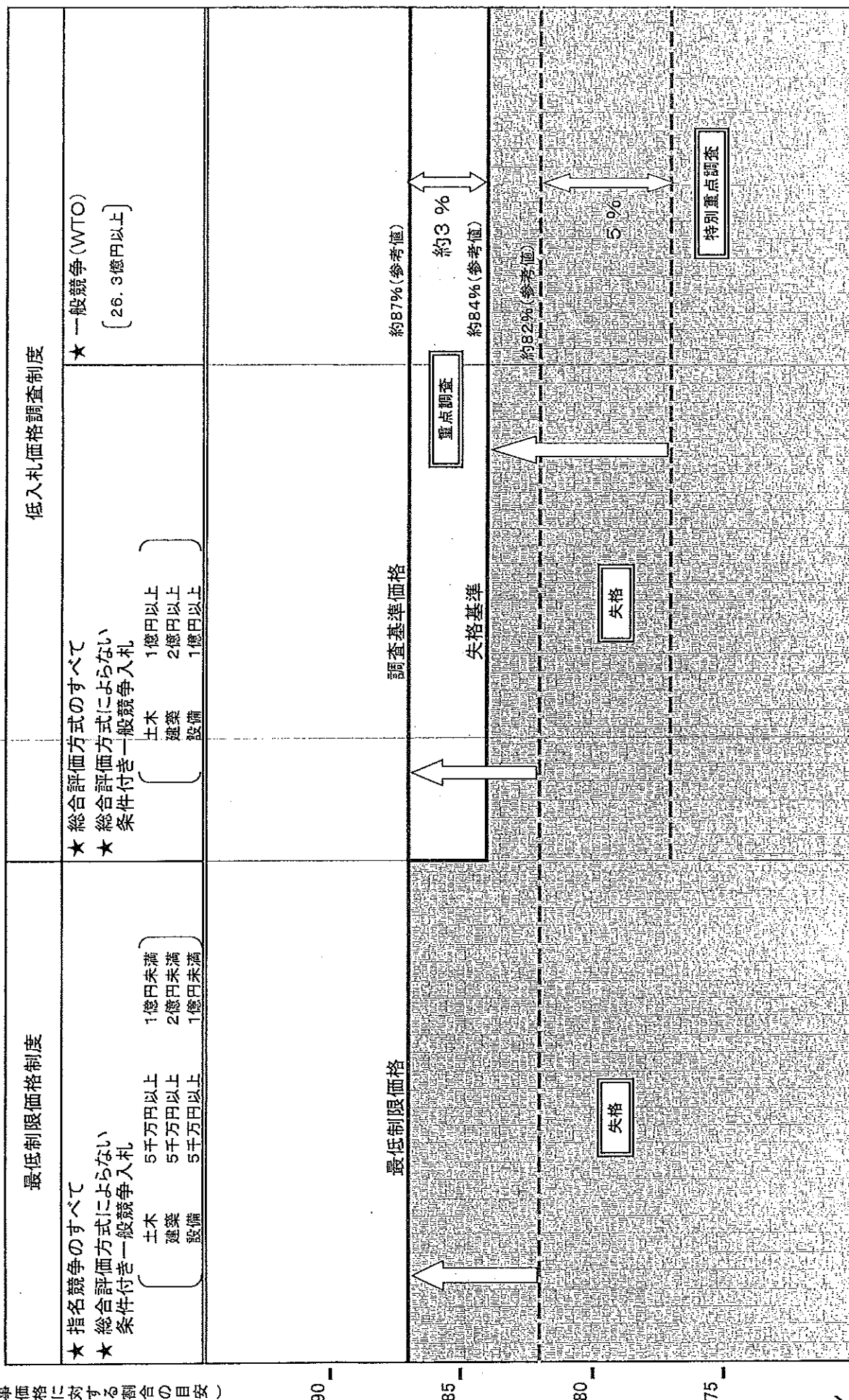
別添「最低制限価格等の改正内容」のとおり。

2 適用時期

平成21年6月1日以降に入札公告または指名通知するものから適用する。

低入札調査基準価格及び最低制限価格(当分の間の運用)

(工事価格に対する割合の目安)



最低制限価格等の改正内容

項	目	現	行	改	正	後	当分の間の運用
	最低制限価格及び低入札調査基準価格	①から④までの合計額 (範囲 予定価格の2/3 ~ 8.5/10) ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.60 ④一般管理費×0.30		①から④までの合計額 (範囲 予定価格の7/10 ~ 9/10) ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30			①から④までの合計額 (範囲 予定価格の7/10 ~ 9/10) ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30
	費目別判断基準	①から④までのいずれかの額 ①直接工事費×0.75 ②共通仮設費×0.70 ③現場管理費×0.60 ④一般管理費×0.30		①から④までのいずれかの額 ①直接工事費×0.75 ②共通仮設費×0.70 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30			①から④までのいずれかの額 ①直接工事費×0.75 ②共通仮設費×0.70 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30
	低入札価格調査制度に おける数値的判断基準 (失格基準)	①から④までの合計額から⑤を減じた額 ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.60 ④一般管理費×0.30 ⑤工事価格の5%		①から④までの合計額から⑤を減じた額 : [A] ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30 ⑤工事価格の3%			①から④までの合計額から⑤を減じた額 : [A] ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30 ⑤工事価格の3%
	総額判断基準						ただし、上記運用による [A] が、下記 の合計額を超える場合は、下記の合計額 を総額判断基準とする。 ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30

w

5月1日(金曜日)

下野新聞

最低制限価格5%上げ

6月からの 発注工事 県が緊急経済対策

県は三十日、六月一日以降の県発注の公共工事の最低制限価格を現行より約5%引き上げ、工事価格に占める割合を約87%にすると発表した。県は国が本年度から低入札価格調査基準を引き上げたことに伴い、当初2%の引き上げを予定していたが、地域の建設業をめぐる状況が厳しさを増す中、緊急経済対策として当分の間、上乗せすることにした。

最低制限価格は低価格受注による工事の質低下を防ぐため、工事を問題なく行うのに必要な経費などを発注者(県)が勘案した額で、これを下回る入札は失格となる。落札価格の下限となるため、最低制限価格引き上げで落札価格も上昇するとみられ、不況の中で、建設業者の経営環境や雇用環境の改善などにもつながるとされる。

今回の見直しは、必要経費のうち直接工事費を5%、共通仮設費を10%、現場管理費を10%それぞれ引き上げ、最低制限価格は全体として5%の引き上げとなる。工事価格に占める割合は現行の82%から87%となるが、全国では緊急経済対策として90%まで引き上げた例もあるという。

最低制限価格の引き上げをめぐるっては、四月十六日の県議会県土整備常任委員会で県の2%引き上げ方針に対し、県議から経済対策

が近く、引き上げを発表する意向を示していた。

一方、市民オンブズパーソン栃木の秋元照夫事務局長は「最低制限価格を引き上げた分だけ、業者が自由競争する範囲は狭まり、結果として余計な税金が費やされるだけだ。総

選挙を前にした建設業界への利益誘導にすぎない」と指摘している。

(昭和36年8月2日第三種郵便物認可)

日本工業経済新聞

9) 5月1日(金曜日)

県当面約87%に

最低制限をいじり上げ

来月1日 以降適用 県内経済を下支え

県は、6月1日以降に公告・指針通知する工事から、最低制限価格を低くし、調査基準価格を工事価格の約84%に引き上げる考えを、先月16日の県議会県土整備委員会(堀別三雄委員長)で報告したが、県内経済を取り巻く環境が一段と厳しさを増していることに鑑み、緊急経済対策として当面の間、工事価格の約87%まで引き上げることを決めた。これにより、受注業者がより適正な利潤を確保できる環境が整うことになる。

県では当初、国が今年度から最低制限価格及び低入札調査基準価格を引き上げ、これを受けて、6月1日から低入札調査価格及び最低制限価格については、直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%の合計額とし、工種等によりはらうきは生じるものの、工事価格の約84%(従前は約82%)まで引き上げる考えを打ち出した。

しかし、県内経済が厳しさを増す中、制度の抜弄で県内経済の下支えを図るべく、当面の間をいじり上げ適用を実施することを決めた。具体的な算定式は、直接工事費の100%＋共通仮設費の100%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%。

加えて、低入札価格調査制度における未検査(総額判断基準)についても、直接工事費の100%＋共通仮設費の100%＋現場管理費の70%＋一般管理費の

30%から工事価格の30%を差し引いた額とし、工事価格の約84%まで引き上げる。

ただし、前記の合計額が、直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%を

70%＋一般管理費の30%が超える場合は、直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%を未検査とする。

なお、種目別判断基準は、県土整備系に於いた通り、直接工事費の70%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%がいずれかである。